

市内公共施設の AED 設置に係る経費削減のため 「広告付き AED 設置事業」を導入します

現在市内公共施設に設置されている AED の中で、消防で設置している 35 施設 (41 台) のうち 5 施設 (5 台) について、AED に係る経費の削減と地域経済の活性化を図る「広告付き AED 設置事業」を導入します。

本事業は、本市と協定を結んだ株式会社宣伝通が民間企業等から広告掲載を募り、その広告料収入により AED の設置及び維持管理を行うもので、これにより契約金額の 17.7% 節減を見込んでいます。

1. 導入期間

令和 6 年 8 月 1 日～令和 11 年 7 月 31 日 (5 年間)

2. 導入施設

- ・市役所本庁舎 (広告枠セパレート型)
- ・市役所分室 (広告枠セパレート型)
- ・図書館 (広告枠セパレート型)
- ・子ども科学館 (広告枠一体型)
- ・市民文化会館 (広告枠一体型)

※各施設に 1 台ずつ設置



広告枠セパレート型

広告枠一体型

3. 取材について

取材・撮影を希望される場合は、事前に以下の問い合わせ先までご連絡ください。

担当・問い合わせ先

消防管理課 0463-95-2119